

平成30年度 (一社) 東京建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (1/2)

項 目	回 答 趣 旨
1. 週休2日工事の推進について	<p>(1) 実態等を踏まえた工期設定のさらなる改善 工事発注にあたっては、工事現場の施工条件や制約条件等の現場条件の確認を行い、作業日数や準備・後片付け期間に適切に反映させるとともに、休日・降雨日・出水期・現場条件による作業不能日（不稼働日）を考慮し、適切な工期設定に努めているところです。 ご意見を踏まえ、各現場において、確実に、適切な工期設定がされるよう、周知徹底を図って参ります。</p> <p>(2) 工事工程表の詳細開示</p> <p>(3) 施工条件の詳細開示 積算や工期設定にあたっては、施工条件や制約条件等の現場条件を、適切に反映するよう努めているところです。 また、工事工程表の開示にあたっては、工程表に工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整状況等の諸条件を記載することとしており、さらに平成30年度から、発注者が想定するパーティ数や関連工事の進捗状況についても記載し、参考開示することとしております。 各工事において、積算や工期設定にあたり、現場条件を適切に反映させるとともに、適切に工事工程表が開示されるよう、周知徹底を図って参ります。</p> <p>(4) 週休2日の実施に伴う必要経費の補正係数の引上 毎年、公共事業労務費調査および諸経費動向調査を実施しており、この調査から得られる労務費および諸経費の積算基準の率と実態の乖離状況等を踏まえ公共事業労務費および諸経費の見直し・改定が行われております。 これらの調査については、貴協会の会員をはじめとした各受注者にご協力をいただいているものであり、今年度も継続して調査を行う予定としております。 ご意見について本省に伝えていくとともに、関東地方整備局としても、見直し・改善につなげられるよう現場の実態把握に努めて参ります。</p>
2. 入札・契約、総合評価の改善について	<p>(1) 発注見通しの公表時期等の見直し 工事の発注見通しの公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入契法）に基づき、入札及び契約の透明性及び競争性を確保するため実施しているものであり、実施にあたっては、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」平成19年3月30日付け官房長通達により、対象工事、公表の方法、公表の内容、公表の時期及び期間等が定められております。 公表の時期については、①4月1日以降で予算成立後速やかに、②7月上旬、③10月上旬、④1月上旬、⑤補正予算成立後速やかに、⑥予備費配分後速やかに、とされており、関東地方整備局でも、これに基づく公表を実施しております。 ご要望のあった個別工事の公告日については、整備局内の入札契約手続きにより、総合評価項目や公告日等のスケジュールが決定されていくことから、公告日が確定した段階で、発注時期の事前公表を行うことは物理的に難しいと考えております。 しかしながら、工事の性格等により、より具体的な時期をお示しできる工事もあると考えておりますので、四半期毎の公表の際に、公表情報の精度を高めていきたいと考えております。 また、ご要望の建設企業の人員配置や建設資機材の手配等、計画的な施工体制の確保に資するよう、発注見通しの統合促進や、余裕期間制度の活用拡大等に引き続き取り組んで参ります。</p>

平成30年度 (一社) 東京建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (2/2)

項 目	回 答 趣 旨
<p>2. 入札・契約、総合評価の改善について</p>	<p>(2) 段階選抜方式の改善 段階的選抜方式については、平成30年度から本省通達により、一般土木A、建築Aの工事において原則、段階的選抜方式を適用することとされています。一次審査の評価項目や一次選抜数等については、整備局毎に違いがあり、関東地方整備局においては、一次選抜数を10社程度（一括審査ありの場合15社程度）として、運用しているところです。 ご指摘のあった一次審査における企業の偏在化については、関東地方整備局としても全国の動向及び関東管内の動向等状況を見ながら、検討して参ります。</p> <p>(3) 新規参入しやすい総合評価のさらなる拡大 関東地方整備局では、将来にわたる品質確保のため、担い手の中長期的な育成、確保、災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と考えており、国発注工事の実績がない企業でも、都県政令市発注の工事成績を評価する「自治体実績評価型」や簡易な施工計画のみを評価対象とする「技術提案チャレンジ型」等の試行工事の実施に取り組んでいるところです。 また、これらの工事における配置予定技術者の競争参加資格要件については、工事实績数量を資格要件として設定しない等、要件の緩和に努めています。 ご意見を踏まえ、自治体実績評価型や技術提案チャレンジ型の試行件数の拡大を図るとともに、技術者の参加要件のみならず、企業の参加要件につきましても留意しながら、引き続き多くの新規企業が参入しやすい競争環境の促進に努めて参ります。</p> <p>(4) 調査基準価格の設定範囲の見直し 低入札価格調査基準は、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための基準であり、財務省との協議が必要となりますので、本省に伝えて参ります。</p>
<p>3. 生産性の向上について</p>	<p>(1) ICT建機を活用した費用負担の見直し ICT活用工事において、制約の多い都内における工事や、小規模土工を中心にICT建機の使用割合が高い傾向であることが、ICT施工の実態調査により判ってきました。施工状況により使用割合が大きく変化していることから、平成30年2月1日以降入札契約手続きを開始する工事から、受注者の皆様が監督職員に提出する稼働実績資料に基づき協議し、ICT建機の稼働率を用いた施工数量をもって、精算変更することとしております。また、ご意見のICT土工対象工事以外で、ICT建機を使用した場合の割増しにつきましては、引き続きICT活用工事の施工現場実態調査を実施していくと共に、ご意見は本省に伝えて参ります。</p>